

デビスカップ／ビリー・ジーン・キングカップ

代表選手選考基準

- 1 公益財団法人日本テニス協会（以下 JTA）は、JTA 及び加盟団体並びに協力団体における倫理に関する指針の第 4 項「各種大会における代表選手・役員を選考などに関する事項」に基づき、デビスカップ／ビリー・ジーン・キングカップ代表選手の選考に当たり、テニス競技でのインテグリティを確保し、公平かつ透明性ある選考を行うために、この基準を策定する。
- 2 JTA はデビスカップ／ビリー・ジーン・キングカップにおいて優秀な成績を収めることを目的として、代表選手を選考する。
- 3 デビスカップ／ビリー・ジーン・キングカップ代表選手は、日本を代表するアスリートとしてふさわしい人間力と、自覚と誇りを持ち、優秀な成績を収めることを目指す。
- 4 デビスカップ／ビリー・ジーン・キングカップ代表選手は、JTA 強化本部の活動理念である「子供たちが憧れる日本代表」であることを根幹に据え、「ナショナルチーム選手・スタッフ行動規範（別紙）」を遵守し、各国・地域との友好と親善に寄与する。
- 5 デビスカップ／ビリー・ジーン・キングカップの選考は、以下の基準を考慮して代表監督の責任において行い、会長、専務理事、強化本部長に報告の上、ノミネーションの締め切りまでに手続きを行う。

【選考基準】

- ・チームワークを尊重できること
 - ・戦略
 - 世界ランキング
 - 過去の国別対抗戦での結果、勝率
 - 選手のコンディション
 - サーフェス、対戦が想定される相手選手との相性
 - ダブルスのペアリング等を考慮したチーム構成
 - 将来的に活躍が見込めること
 - その他、監督が必要と考える事項
- 6 代表選考について不服がある場合、選考対象者は、強化育成本部長に不服を申し立てることができる。
 - 7 上項による申し立てへの強化育成本部長の対応について、選考対象者は JTA 通報相談窓口に通報することができる。
 - 8 JTA による最終判断に対し不服がある場合、選考手続きの対象選手は日本スポーツ仲裁機構に不服を申し立てることができる。

9 この基準の改廃は、常務理事会の決議による。

10 この基準は、令和3年4月1日より施行する。

| | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|
| 制定日 | 令和 | 元年 | 12月 | 11日 |
| 改正日 | 令和 | 3年 | 3月 | 16日 |
| 改正日 | 令和 | 3年 | 4月 | 13日 |